

市民相談(4月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。  
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日も実施する場合があります。

女性のための悩み相談(1人50分)

心理臨床カウンセラー・中井紀子氏  
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00

予人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00

▽毎週木曜日13:00～16:00

場市役所5階相談室507

備当日直接

LGBTQ+人権相談

性善寺住職 柴谷宗叔氏

(トランスジェンダー当事者)

毎月第2木曜日17:00～20:00

予人権室に電話で

場上記いずれも市役所5階相談室507

人権電話相談(1人30分)

毎月第2・4金曜日17:00～20:00

問人権室

TEL06-6992-1512

福祉の総合相談

時①平日9:00～17:30

②平日10:00～16:00(表の開催日時を除く)

③平日(表のとおり)

場①市役所7階守口市社会福祉協議会

②藤田事務所(藤田町4-20-1)

③各コミュニティセンター

備当日直接

問守口市社会福祉協議会

TEL06-6992-2715

毎月	場所	4月
第1火曜日	西部	4日
第2火曜日	北部	11日
第3火曜日	錦	18日
第4火曜日	八雲東	25日
第1木曜日	庭窪	6日
第2木曜日	南部エリア	13日
第3木曜日	東部エリア	20日

毎月	場所	5月
第1火曜日	西部	2日

時すべて10:00～12:00

ただし、次に該当する人は、健康診査の対象外となります。

後期高齢者医療健康診査の実施

糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)などのチェックをしますので、現在生活習慣病で通院している人も積極的に受診してください。

4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒で送付します(年度途中に新たに75歳になる人には、誕生月の翌月に送付)。

受診券が手元に届いたら、大阪府後期高齢者医療広域連合が指定する医療機関などにおいて、年度中(令和6年3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

- ① 病院または診療所に6カ月以上継続して入院中
- ② 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している
- 注 退院・退所など、事情に変更があった場合は、受診券を発行しますので、問い合わせてください。
- 事前に必ず受診希望の医療機関に実施状況を含めて問い合わせください。
- 人間ドックを受診した人は、健康診査を受診する必要はありません。
- 問 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課  
TEL 06・4790・2031
- 問 保険課  
TEL 06・6992・1545

後期高齢者医療歯科健康診査の実施

歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能もチェックをしますので、義歯を使用中の人も積極的に受診してください。

4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健康診査のお知らせ」を送付します(年度途中に新たに75歳になる人には、誕生月の翌月に送付)。

大阪府後期高齢者医療広域連合が指定する歯科医院などにおいて、年度中(令和6年3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、被保険者証を忘れずにお持ちください(受診券はありません)。

ただし、次に該当する人は、歯科健康診査の対象外となります。

- ② 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している
- 注 事前に必ず受診希望の歯科医院に実施状況を含めて問い合わせしてください。
- 問 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課  
TEL 06・4790・2031
- 問 保険課  
TEL 06・6992・1545



固定資産税の減額措置  
「住宅バリアフリー改修工事」

新築された日から10年以上を経過した住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合(貸家住宅を除く)、改修工事が完了した翌年度(1年間)について、固定資産税を3分の1減額します。

注 減額対象の床面積は100㎡までです。税制改正により内容に変更が生じることがあります。詳しくは問い合わせください。

対象要件

▽これまでバリアフリー改修における固定資産税減額措置を受けていないこと

▽バリアフリー改修費用の自己負担額が50万円以上

▽次のいずれかの改修工事を行っていること

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段のこう配を緩和
- ③ 浴室改良
- ④ 便所改良
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 屋内の段差解消
- ⑦ 出入口の戸の改良(引き戸への取り替えなど)
- ⑧ 床の材質の改良

▽次のいずれかの人が居住していること

① 65歳以上の入

② 要介護認定または要支援認定を受けている人

③ 障がい者手帳を交付されている人  
手続き バリアフリー改修工事完了日からおおむね3カ月以内に、住宅所有者が固定資産税減額申請書に必要書類を添付し、課税課資産税担当へ提出してください。

持▽納税義務者の住民票の写し(市内在住者は不要)

▽領収書の写しなど

▽工事明細書、設計書の写しなど

▽次のいずれかのうち該当するもの  
① 65歳以上の人が住んでいることが確認できるもの(住民票などの写し)

② 要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証などの写し)

③ 障がい者手帳などの写し

問 課税課資産税担当  
TEL 06・6992・1474

軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)はその年の4月1日現在で原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車、三輪以上の軽自動車を所有または使用している人に対して課税されます。

詳しくは、5月初旬に発送する納税通知書を確認してください。

問 課税課税政担当  
TEL 06・6992・1458

後期高齢者医療保険料の仮徴収

4月から新たに特別徴収(年金から天引き)が開始される人に、後期高齢者医療仮徴収額決定通知書を送付します。

新たに特別徴収(年金から天引き)が開始される人は、前年度の2カ月分に相当する保険料額がそれぞれ令和5年4月・6月・8月に年金から天引きされます。

また、現在、特別徴収(年金から天引き)により保険料を納付している人は、令和5年2月の保険料と同じ額がそれぞれ令和5年4月・6月・8月に年金から天引きされます。

なお、令和5年度の後期高齢者医療の保険料額は7月に決定するため、令和5年10月・12月および令和6年2月の徴収額については、仮徴収で年金から天引きした保険料額と調整したうえで、7月に通知します。

ただし、次の要件のいずれかにあてはまる人は特別徴収になりません。

▽年金受給額が年額18万円未満

▽介護保険料が特別徴収されていない

▽介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えている

問 保険課  
TEL 06・6992・1545

おはなし劇場

内 絵本「おひさまあはは」ほか

時 4月21日(金) 10:30～11:00

場 中部エリアコミュニティセンター多目的室(防音)

対 乳幼児と保護者

講 朗読ボランティアこまどり

定 先着20組

申 当日受け付け

問 生涯学習・スポーツ振興課

TEL 06-6995-3158



ニュースポーツを楽しもう

講習会日時	場所	内容
4月9日(日) 13:00～16:00	中部エリア コミュニティ センター 体育室	シャッフルボード スリータッチボール 卓球・ポッチャ

講 市生涯スポーツディレクター

持 上靴、飲み物

問 生涯学習・スポーツ振興課

TEL 06-6995-3158